

2027年国際園芸博覧会 茨城県屋外出展運営業務委託
に係る企画提案プロポーザルの募集要項

令和8年10月21日に公告した2027年国際園芸博覧会（以下、「園芸博」という。）茨城県屋外出展運営業務委託に係る企画提案プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり必要な手続きについては、関係法令によるほかこの募集要項によるものとする。

1 募集要項の位置づけ

本募集要項は、2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が、園芸博において屋外出展の運営業務委託を行う事業者を募集するための要件等について規定するものである。

2 業務の概要

（1）業務名

2027年国際園芸博覧会茨城県屋外出展運営業務委託（以下、「本業務」という。）

（2）本業務の目的

園芸博は、国内では1990年に大阪市で開かれた花の万博以来、37年ぶりとなる最大規模（A1クラス）の国際的な園芸に関する博覧会であり、2027年3月19日から2027年9月26日までの192日間、神奈川県横浜市瀬谷区で開催される。

このような大規模なイベントが首都圏で開催されることは、茨城県ならではの魅力を国内外へ発信する絶好の機会であり、本県の観光誘客並びに県産花きや造園の振興につなげていくため、園芸博への出展・PRを行う。

本業務は、園芸博における茨城県屋外出展運営を行い、安全かつ円滑な来場者対応及び良好な展示環境維持とともに、本県の魅力を効果的に発信し、本県への誘客促進並びに県産花き及び造園技術等の認知度向上に資することを目的とするものである。

（3）本業務の内容

「2027年国際園芸博覧会茨城県屋外出展運営業務委託仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

ア 茨城県屋外出展の運営業務

①運営

②計画及び運営マニュアルの作成

③必要物品の調達及び維持管理等

イ 来場者の記録及び測定

ウ 実施体制の構築

（4）提案を受ける全体期間

令和8年度の契約締結の日から令和9年11月30日まで

なお、本プロポーザルは、令和8年度及び令和9年度にわたる業務について、一体的な企画提案を求めるものであり、選定された事業者と年度ごとに契約を締結する予定である。

(5) 契約の締結方法

本プロポーザルにより選定された者との契約は、業務の実施期間に応じ、以下のとおり分割して契約を締結するものとする。

ア 令和8年度委託契約

(ア) 契約期間

契約締結日（令和8年11月予定）から令和9年3月31日

(イ) 業務内容

屋外出展の事前準備・体制構築、開幕に伴う初期運営業務等

イ 令和9年度委託契約

(ア) 契約期間

令和9年4月1日から令和9年11月30日まで

(イ) 業務内容

屋外出展の期間中の運営業務、事業完了業務等

(6) 令和9年度契約における特記事項

本業務のうち令和9年度に実施する業務については、令和9年度予算が成立しなかった場合、契約を締結しない。この場合において、契約を締結しなかったことに伴って受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わないため、応募者はこのことを十分承知のうえで、本プロポーザルに参加し、企画提案書を提出するものとする。

(7) 本業務の上限額

総額 59,186,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）令和8年度分 8,821,000 円

令和9年度分 50,365,000 円

令和9年度分については、令和9年度の予算成立を条件とするものであり、予算の成立状況によっては変更または中止となる可能性がある。

※この金額は本業務の規模を示すものであり、予定価格を示すものではない。

3 公募への参加資格に関する事項

応募者は、以下の要件を全て満たす者であること。

- ア 茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと（再認定をした者を除く。）。
- エ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号の規定に該当する者でないこと。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 過去5年間に於いて連続する2日間以上のイベント運営業務の実績があること。

4 手続等に関する事項

(1) 募集関係資料の閲覧方法

- ・次の書類を7（5）に掲げる担当部局へ提出した者へ電子媒体（DVD-R）により交付することとする。
- ・提供資料は本業務のプロポーザル手続きのためにのみ使用することとし、資料の複製は禁止とする。また、本件の手続き完了後、本業務を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）以外に資料提供を受けた者は速やかにデータを廃棄すること。

ア 守秘義務誓約書（様式1）

イ 設計図書等提供申込書（様式2）

(2) 企画提案書などの提出期限等

ア 提出期限

令和8年11月9日（月）午後1時まで（必着）

イ 提出先

7（5）の担当部局

ウ 提出方法

各種提出書類を持参又は郵送（送付記録が残るものに限る）により提出すること。

(3) 本業務の募集及び選定スケジュール

募集要項等の公表	令和8年10月21日（水）
募集要項等に関する質問の受付	令和8年10月22日（木）午前9時 ～10月28日（水）午後1時まで
募集要項等に関する質問への回答公表（予定）	令和8年11月2日（月）
提出書類（資格審査・提案審査）の受付	令和8年11月9日（月）午後1時まで
提案の説明（プレゼンテーション）	令和8年11月17日（火） ※予備日：18日（水）
優先交渉権者の選定及び公表	令和8年11月下旬
委託業務契約書の締結	令和8年11月下旬

5 事業者の選定に関する事項

(1) 事業者の選定に関する基本的事項

優先交渉権者の選定は一般公募型プロポーザル方式により行うものとする。提案書類の審査にあたっては、公平性及び透明性を確保するため、有識者等により構成される「2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会 茨城県屋外出展運営業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

なお、選定委員会は、全て非公開とする。

(2) 参加者多数の場合の予備審査

応募者が多数となった場合は、選定委員会において予備審査を行い、プレゼンテーションの対象者を5者程度に選定することがある。

予備審査は、提出された企画提案書及び参考資料により行うものとし、各委員は提案内容を総合的に勘案し、プレゼンテーションを実施する対象者として適当と認める上位5者程度を順位付けするものとする。

なお、予備審査の結果は、本審査の評価に含めないものとする。

(3) 優先交渉権者を選定しない場合

次のいずれかに該当する場合は、優先交渉権者を選定しないものとする。

ア 応募者がいない場合

イ いずれの応募者についても、本業務を適切に履行する能力を有すると認められない場合

ウ 2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会において、財源の確保その他の事情により本業務を実施することが適当でないと判断した場合

また、総合評価点は100点満点中60点に満たない企画提案は選定の対象としない。

(4) 審査手順に関する事項

①募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

ア 質問の提出方法

本募集要項の内容に関する質問等については、質問書兼質問回答書（様式3）を7

（5）の担当部局へ電子メールにて提出すること。なお、質問書兼質問回答書を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

イ 質問の受付期間

令和8年10月22日（木）午前9時から令和8年10月28日（水）午後1時まで

ウ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問者へ個別に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、7（5）の担当部局のホームページ上で公開する。

なお、意見についての回答は行わない。

質問に対する回答公開日 令和8年11月2日（月）（予定）

②事業者の選定方法

優先交渉権者は、提出された企画提案書を選定委員会が下記③の評価項目に基づき評価を行い、合計点が最も高い応募者とする。

優先交渉権者との契約が成立しなかった場合、次点の提案者に交渉権を与える。ただし、評価点が60点未満の企画提案は、選定の対象としない。

③評価方法（算定方法）

審査委員は、各評価項目について、評価基準に基づき、それぞれの項目の配点を上限として総合的に採点する。

評価点は、審査委員が付した項目ごとの平均値の合計とする。

採点にあたっては、下表の評価区分を選択する。

【評価項目】

評価項目	評価基準	配点	評価区分				
			A	B	C	D	E
ア 理解度	・業務の目的、内容を十分に理解しているか	10	10	8	6	3	0
イ 運営体制	・運営マニュアルが明確か ・スタッフの役割分担、指揮命令系統が整理されているか ・トラブル発生時の対応や関係者との連絡体制が考慮されているか ・会期中の円滑な運営を実現できる体制となっているか ・海外来場者を想定した案内、説明を行うことができる体制になっているか ・来場者数の計測方法が具体的かつ実現性があるか ・本業務の効果を適切に把握、分析できる提案となっているか ・茨城県の魅力発信及び誘客促進効果等の最大化を図る観点から、効果的な実施体制及び運営手法を提案されているか	30	30	24	18	9	0
ウ 業務遂行能力	・実施体制が、事業を確実、迅速かつ柔軟に遂行できるものになっているか ・必要な人員が適切に配置され、役割分担が明確か ・類似業務の実績を有しているか ・長期間にわたる業務を安定的に実施できる能力を有しているか	30	30	24	18	9	0
エ 県内業者の活用	・協力業者として県内業者を積極的に活用しているか（企画提案書中で明記されていること）	10	10	8	6	3	0
オ 事業費の妥当性	・事業費は適切であるか ・事業内容に対して積算根拠が明確か ・費用対効果が期待できる提案となっているか	10	10	8	6	3	0
カ 総合評価	・企画提案から受ける全体的な印象はどうか ・本業務の目的達成に向けて優れた提案となっているか ・独自性、実現性を有しているか	10	10	8	6	3	0
合計		100					

【評価区分】

評価区分	評価内容の目安
A 特に優れた提案	要件を極めて高い水準で満たし、当該評価項目の観点から総合的に優れている
B 優れた提案	要件を十分に満たし、総合的に高い水準で評価できる
C 評価できる提案	要件を概ね満たし、一定の水準で評価できる
D やや評価できる提案	要件の一部に不足があるが、一定の評価は可能である
E 評価できない提案	要件を満たさず、評価できない

④審査結果の通知

- ・資格審査及び提案審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、本プロポーザルの結果を7（5）の担当部局ホームページを通じて公表する。
- ・審査の内容については一切公表しないこととする。
- ・結果についての異議申し立ては受理しないものとする。

（5）提出物

応募者は、以下の書類（以下、「応募書類」）を提出すること。

- ①企画提案説明書（様式4）
- ②資格要件に係る申立書（様式5）
- ③過去5年間の類似業務の実績を証する書類（様式6）
- ④企画提案書（様式は任意とするが、会社ロゴなど提案者が分かるような記載はしない）
仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

1 実施方針	・本業務に対する基本的な考え方、取組方針
2 企画案	・運営実施体制、運営マニュアル（案） ・来場者の記録及び測定
3 業務実施体制	・具体的な作業スケジュール ・本業務を実施するにあたっての実施体制（下請けなど協力業者の予定を含む）
4 概算事業費	・本業務の概算費用

- ⑤本業務費用の見積書（様式は任意とするが、期間合計額と年度別の額を分けて記載すること）
- ⑥会社概要が分かる資料（任意様式）
- ⑦決算書（直近3か年分）
- ⑧その他参考となる資料（任意様式）

（6）提出部数

- ・提出物①、②、⑤、⑥、⑦、⑧を、それぞれ1部提出すること。
- ・提出物③及び④を、10部提出すること。

（7）提出期限及び提出先

- ①提出期限 令和8年11月9日（月）午後1時（必着）
- ②提出先 7（5）の担当部局と同じ
- ③提出方法 持参又は郵送（送付記録が残るもの）に限る。

（8）本業務の契約方法

実行委員会は上記に基づき選定した事業者と委託内容及び経費等について調整を行ったうえで改めて見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に準じて作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。

見積書の提出期限、提出先、提出方法等については、優先交渉権者にのみ通知する。

（9）その他

- ・応募書類等の作成及び提出に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・提出された企画提案説明書及びその他の応募書類等は、返却しない。
- ・応募書類等の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ・応募書類等に係る権利の帰属については、次のとおりとする。

ア 著作権

応募書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、実行委員会は、本業務に関する公表その他必要があると認める場合には、選定事業者の了承を得た上で、選定事業者が提出した応募書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。なお、契約締結に至らなかった応募者の提案については、原則として使用しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となる技術、サービス、システム、画像、文章及び運営方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担するものとする。

（出展元：<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/rinsei/documents/01boshuyouko.pdf>）

6 プレゼンテーション

- （1）場所 茨城県庁 11階 経営事項審査会場
- （2）日程 令和8年11月17日（予備日：18日）

※場所、日程はいずれも予定

確定情報については、11月2日（月）以降に、各応募者へ個別に通知するとともに、7（5）の担当部局ホームページにて公表する。

7 その他

- （1）本業務における制作物の権利の帰属

本業務における制作物の著作権は、全て実行委員会に帰属する。

- （2）契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約の解釈に疑義が生じた場合、実行委員会と選定事業者は誠意をもって協議を行うものとする。

一定期間内に協議が整わない場合には、契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、契約に関する紛争が生じた場合には、水戸地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

(3) 本業務の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本業務の継続が困難となった場合、契約の定めに従い対応する。

(4) 留意点

本プロポーザルは、令和9年度予算の成立を前提として実施するものであり、当該予算が成立しない場合又は事業内容に変更が生じた場合には、契約を締結しない又は契約内容を変更する場合がある。

なお、これらの場合において応募者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わない。

(5) 担当部局

2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会事務局（茨城県土木部都市局都市整備課内）

担当：千葉、下山田

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

T E L : 029-301-4617

F A X : 029-301-4669

Email : green_expo2027@pref.ibaraki.lg.jp